

発議第 3 号

認定第 1 号平成 27 年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算認定についてに
対する附帯決議

上記の議案を、次のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会
規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

瀬戸内市議会議長 平原 順二 殿

提出者 瀬戸内市議会議員 小野田 光

賛成者 瀬戸内市議会議員 原野 健一

（提案理由）

本市産業の活性化のために交付した高付加価値商品開発・販路開拓支援事業補助金については、監査報告の中で監査委員から不適切な支出等の指摘がなされ、その審議の過程において次々と不適切な支出が発覚した。また、会計検査院による会計実地検査も未了であり、いまだ不透明な部分が残る結果となった。

今後、当該事業に係る議会への説明責任を果たすとともに、今後の事務事業を適正に執行するために適切な措置を講じるよう強く求める。

(別紙)

認定第1号平成27年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算認定についてに
対する附帯決議

瀬戸内市の産業の活性化のために高付加価値を有する商品の開発及び大消費地を対象とした販路開拓を行うことを目的に交付した高付加価値商品開発・販路開拓支援事業補助金については、監査報告の中で監査委員から不適切な支出等の指摘がなされ、議会、常任委員会においても詳しく審議をしたところである。

その過程において、次々と不適切な支出が発覚し、また、会計検査院による会計実地検査においても検査未了であり、具体的な補助金の返還額等いまだ不透明な部分が残る結果となった。

そのため、今後の事務事業の執行においては、下記の点について十分留意し、適切に措置を講じるよう強く求める。

記

1. 高付加価値商品開発・販路開拓支援事業について、新たな事実の発覚や国・県等関係機関からの連絡があったときは、議会及び産業建設水道常任委員会に速やかに報告すること
2. 議会及び産業建設水道常任委員会から高付加価値商品開発・販路開拓支援事業についての現況報告を求めたときは、速やかに報告を行うこと
3. 各事業の執行に当たっては、複数の職員でチェックできる体制を整備し、組織的に取り組むこと

以上、決議する。

平成28年11月28日